

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号				
手続名	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さ制限の例外許可			根拠条項	法第68条の3第4項				
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築基準法等の一部を改正する法律の一部施行について」（平成14年12月27日国住街110号） <p>※建築審査会の同意が必要</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90日	目次
						標準経由期間	日	No.	